施策名【行財政経営】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
7.ひと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり	1.市民の力が生きる地域社会の実現	3.行財政経営			7131-35	議員活動支援事業	簡易	1	議会政務活動費交付金	議会事務局	総務係	

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	議会政務活動費交付金		
事務事業名称	議員活動支援事業	事務事業コード	7131-35
所　管	議会事務局	総務	係

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市議会政務活動費の交付に関する条例 佐久市議会政務活動費の交付に関する規則			法令種別	条例
始期	平成　17　年度　(経過年数　17　年)	終期設定	(有・(無))	終期	令和　　年度
目的	佐久市議会議員の調査研究その他活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対して交付している。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	会計年度を単位として、会派に対し、所属議員数に年額18万円を乗じて得た額。 会派人数×180,000円(H30年度より)				
交付対象者、団体	☑ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	佐久市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む)			
指標設定	設定の考え方	―		目標値	―
	指標が数値でない場合の評価方法	調査研究その他の活動を行うことにより、議員による条例提案、政策提言、政策立案を行う。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			5　件	8　件	
決算額(予算額)			4,320,000　円	4,227,599　円	4,680,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		4,320,000　円	4,227,599　円	4,680,000　円
指標	目標値	(単位)	―	―	
	実績値	(単位)	―	―	
	達成率		―　%	―　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書の提出	議員による「条例提案」に向けて準備を進めている	市政に対する提言書の提出

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	政務活動費は、佐久市議会議員の調査研究その他の活動として必要な経費であり、各会派で有効活用されている。 1つでも多く条例提案、政策提言、政策立案につなげられるかが、課題となっている。
	有効性	◎		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・使途の透明性の確保にも努めており、政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握するために現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	―
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	―
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	―
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤議会政務活動費交付金の額等については、必要に応じて特別職報酬等審議会において審議され、その答申に基づき「佐久市議会政務活動費の交付に関する条例」の改正を行っている。
⑧必要な経費の一部として交付しており、会派に所属する議員数に応じて定額（１人当たり年額１８万円）交付している。